２０１９年１０月２日

会社法第７９４条第１項に規定する事前備置書類

（株式会社タジマとの吸収分割について）

茨城県土浦市卸町２丁目３番３０号
株式会社ジャパンミート
代表取締役社長　境　　正　博

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社タジマ（以下「吸収分割会社」といいます。）を吸収分割会社として、分割会社が営む一切の事業（ただし、吸収分割会社が白幡店（埼玉県さいたま市南区白幡６丁目１０−２０所在）で営む酒類小売事業及びこれに付随する事業を除く。）を当社が承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うに際して、当社が会社法第７９４条第１項及び会社法施行規則第１９２条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

なお、本書記載の事項のうち写しである書類につきましては、全て原本の写しに相違ありません。

第１．吸収分割契約の内容

別紙１のとおりです。

第２．会社法第７５８条第４号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本件吸収分割に際して、当社は、吸収分割会社に対して株式・金銭その他の財産の交付をいたしませんが、当社は、吸収分割会社の全株式を保有しているため、かかる内容は相当であると判断しております。なお、当社において、資本金は変動せず、資本金以外の準備金その他の変動額は会社計算規則にしたがって、当社が定めることとしており、本件吸収分割後の当社の事業内容および吸収分割会社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

第３．吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙２のとおりです。

第４．吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第５．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

当社は、本件吸収分割に先立って、本件吸収分割の効力発生日と同日である 2020 年２月１日を効力発生日として、当社 100％子会社である株式会社タジマを分割会社として、吸収分割の方法で、株式会社タジマのスーパーマーケット事業の承継を受けることとし、かかる吸収分割のための吸収分割契約を 2019 年９月 20 日に締結しております。

なお、かかる吸収分割は、2019 年 10 月 21 日開催予定の当社第 41 期定時株主総会で関連議案が承認可決されることを条件として実施する予定です。

第６．吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の 2019 年７月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 29,521 百万円、9,779 百万円であります。本件吸収分割により当社が分割会社から承継する資産及び負債の 2019 年７月 31 日現在の帳簿価額は、それぞれ 2,168 百万円、2,781 百万円であります。

また、2019 年７月 31 日から現在に至るまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件吸収分割後に見込まれる当社の資産の額は同負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件吸収分割後の当社の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、当社は、本件吸収分割後において当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

別紙１　【吸収分割契約の内容】

（次頁以降に添付）

吸収分割契約書

株式会社タジマ（以下「甲」という。）及び株式会社ジャパンミート（以下「乙」という。）は、本契約第２条に定める本件事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（分割当事会社の商号及び住所）

本件吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

甲（吸収分割会社）

商号　株式会社タジマ

住所　埼玉県越谷市大字上間久里３０９番地１

乙（吸収分割承継会社）

商号　株式会社ジャパンミート（効力発生日（第７条に定める。以下同じ。）に「株式会社ＪＭホールディングス」に変更予定。）

住所　茨城県土浦市卸町２丁目３番３０号

第２条（本件吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が営む一切の事業（ただし、甲が白幡店（埼玉県さいたま市南区白幡６丁目１０−２０所在）で営む酒類小売事業及びこれに付随する事業を除く。以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第３条（乙が承継する権利義務等）

１　甲は、別紙「承継権利義務明細表」に記載された資産、負債及び権利義務に、効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を効力発生日において乙に承継させる。

２　甲から乙に対する本件吸収分割による債務の承継は、すべて併存的債務引受けの方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

３　甲及び乙は、承継権利義務に含まれる甲の契約上の地位又は同契約に基づく権利義務（以下「契約上の地位等」と総称する。）を本件吸収分割により乙に承継させることが当該各契約に定める甲の義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該各契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために

当該各契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合、当該契約上の地位等を承継権利義務から除外する。

第４条（本件吸収分割の対価）

乙は本件吸収分割に際し、甲に対して、承継権利義務の対価を支払わない。

第５条（増加する資本金及び準備金等の額）

本件吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（１）増加する資本金の額　　０円

（２）上記以外の準備金その他の変動額　会社計算規則に沿い、乙が定める。

第６条（分割承認株主総会）

１　甲は、会社法第７８４条第１項に基づき、会社法第７８３条第１項に定める株主総会の承認を得ずして本件吸収分割を行う。

２　乙は、会社法第７９５条第１項に基づき、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本件吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

第７条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は２０２０年２月１日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上で、これを変更することができる。

第８条（競業避止義務）

甲は、本件吸収分割後においても、本件事業について会社法第２１条に定める競業避止義務を追わない。

第９条（本件吸収分割の条件変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態の重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他前各号のほか本件吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本件吸収分割の効力発生日を延期し、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第１０条（本契約の効力）

本契約は、第６条第２項に定める乙の株主総会の承認が得られなかったとき、法令

に定める関係官庁等の承認が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第１１条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本件吸収分割の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを決する。

本契約書締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

２０１９年9月２０日

甲：　埼玉県越谷市大字上間久里３９０番地１
株式会社タジマ
代表取締役社長　境　弘治

乙：　茨城県土浦市卸町２丁目３番３０号
株式会社ジャパンミート
代表取締役社長　境　正博

別紙

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、本件吸収分割の効力発生日において甲に属する次に記載する権利義務とする。

1　資産

（1）流動資産

本件事業に属する現預金、棚卸資産、前払費用、預け金、未収入金、その他の流動資産の一切。ただし、下記の資産、その他、白幡店（埼玉県さいたま市南区白幡６丁目１０−２０所在。以下単に「白幡店」という。）で営む酒類小売事業及びこれに付随する事業（以下「酒類小売事業」という。）に係る商品、未収入金、前払費用、預け金その他の資産を除く。

① 預金のうち常陽銀行小川支店の普通預金口座に係るもの。
② 売掛金
③ 関係会社預け金

（2）固定資産

本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、その他の固定資産の一切。ただし、下記の資産、その他、白幡店で営む酒類小売事業に係る資産を除く。）

① 白幡店に関連する建物、付属設備、什器備品、保証金

2　債務

（1）流動負債

本件事業に属する短期借入金、関係会社未払金、前受金、関係売上預り金、未払費用、賞与引当金、その他の流動負債の一切。ただし、下記の負債、その他、白幡店で営む酒類小売事業に係る関係会社未払金、その他の流動負債を除く。

① 買掛金
② 関係会社買掛金
③ 未払金
④ 前受金のうち甲乙間の白幡店の転貸借契約、及び甲と医療法人慈泉会との転貸借契約にかかるもの
⑤ 預り金
⑥ 未払法人税等
⑦ 未払消費税等

（2）固定負債

本件事業に属する長期借入金、預り保証金、資産除去債務、その他の固定負債の一切。ただし、白幡店で営む酒類小売事業に係る固定負債を除く。

3　その他の権利義務

（1）本件効力発生日において甲が締結している一切の契約に係る契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、次に掲げる契約、その他、白幡店で営む酒類小売事業に関するものを除く。

①　白幡店に係る不動産賃貸借契約（甲が賃借するもの、転貸するものの双方）

②　白幡店における酒類の仕入契約及び販売契約

（2）本件事業に関する甲の許可、認可、承認、登録、及び届出のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、白幡店で営む酒類小売事業に関するものを除く。

（3）前二号に掲げるもののほか、本件事業に関する甲の一切の権利義務

以上

別紙２　【吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等】

（次頁以降に添付）

第　６０　期

事　業　報　告　書

株式会社　タジマ

事　　業　　報　　告

（自　2018年11月21日
　至　2019年7月31日）

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を通じて緩やかな回復傾向で推移しております。一方、海外経済においては米国をはじめとする各国の通称対策による貿易摩擦や、中国経済の減速等により、景気の先行きが不透明な状況で推移しております。

食品小売業界におきましては、消費者の根強い節約志向や、業種業態の垣根を超えた販売競争の激化に加え、人手不足を背景とした人件費や物流費の上昇など、厳しい経営環境が続いております。

また、当社は、2019年４月19日付新設分割により、スーパーマーケット関連事業を除く、医療法人向け医療機器・医療用機材等の賃貸、不動産賃貸事業等を含む全ての事業を新設した株式会社メディネットに承継しております。また、2019年５月１日より、当社は、株式会社ジャパンミートの100％子会社となりました。

このような状況のもと、当社は、「お客様のお役に立つ、サービス精神あふれる店舗」と「常に鮮度・品質・適正価格を意識した商品」をモットーに、一歩一歩着実にそして順調に成長できるよう地元のお客様を大切にし、地域に欠かせない存在となることを目標に店舗運営に努めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は5,016百万円、営業利益は△198百万円、経常利益は△183百万円、当期純利益は△696百万円となりました。

（２）設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は7百万円であります。

（３）資金調達の状況

当事業年度においては、総額23億円の借換えを実施いたしました。

（４）重要な企業再編等の状況

当社は、2019年４月19日付新設分割により、スーパーマーケット関連事業を除く、医療法人向け医療機器・医療用機材等の賃貸、不動産賃貸事業等を含む全ての事業を新設した株式会社メディネットに承継しております。

（５）対処すべき課題

現在、スーパーマーケット業界の事業環境は、消費環境の変化や業態の壁を越えた競争が激化しており、大手から中小まで生き残りをかけた淘汰の時代に入っております。また、消費者の食の安心・安全への視線もより厳しいものとなっておりま

す。
　当社では、このような事業環境のもと、企業規模拡大と収益力強化の機会と捉え、効率的な経営体制と内部管理制度を整備し、「お客様第一主義」の顧客指向を促進し、一層の企業価値向上を目指してまいります。
当社の中長期的な経営戦略と対処すべき課題は以下のとおりであります。

①食の安全性の確保
　昨今、食の安全性について様々な問題が取りざたされております。今後も、当社全店舗ベースでの品質向上に取り組んでまいります。
　また、安心・安全な商品を安定的に仕入れるため、食材の仕入先とは、長い取引による信頼関係を構築することに努めております。短期的な仕入価格の引下げ等に左右されることなく、信頼できる仕入先とのみ取引を行うため、当社では産地等が不明な商品が店頭に並べられることはありません。今後も顧客が安心して食材を購入できる売場づくりに努めてまいります。

②店舗における競争力強化
　当社は、「お客様第一主義」を掲げる観点から、顧客が来店する店舗について、以下の取り組みを推進し、競合他社に対する優位性を確立してまいります。
　ａ.来店顧客数の増加と顧客単価の拡大
　　顧客ニーズを満たした商品の継続的な投入とお客様に満足していただける価格で購買意欲を高める商品の単品大量販売の定期的な実施等に取り組み、計画的な販売促進や広告宣伝の実施により、一層の来店客数拡大と顧客当たりの点数増加による顧客単価の拡大を図ってまいります。

　ｂ.店舗運営の効率化向上
　　店舗内の作業見直しや、オペレーションを省力化するためのシステムの整備等により、一層の効率化を推進してまいります。

③人材育成
　ジャパンミートグループでは経営方針の一つに「人材育成」を掲げており、真のプロフェッショナルを育成していくことは、ジャパンミートグループの使命の一つであると考えております。当社における人事政策は、「優秀な人材の確保と、能力開発・育成を図ることが企業の発展と成長の根源である」との考えから、適材適所、公平な能力評価、そして働き甲斐、生き甲斐、活気のある職場づくりに重点をおいております。

④CSR（企業の社会的責任）を重視した経営
　内部管理体制の一層の充実を図り、コンプライアンスの徹底とリスクマネジメント
を強化し、正確かつ迅速な情報の開示と財務諸表等の適正開示に努めてまいります。
　来店する顧客の信頼を継続的に得ることに努め、企業の社会的責任を果たしてまいります。

（６）財産及び損益の状況

区　　分	第 57 期 2016 年 11 月期	第 58 期 2017 年 11 月期	第 59 期 2018 年 11 月期	第 60 期 2019 年 7 月期 (当事業年度)
売　上　高(百万円)	9,793	9,298	9,170	5,016
経 常 利 益(百万円)	20	13	6	△183
当期純利益(百万円)	20	13	207	△696
1株当たり当期純利益(円)	699.34	468.68	7,081.39	△23,790.99
総　資　産(百万円)	4,899	4,830	4,528	2,486
純　資　産(百万円)	1,257	1,225	1,175	△748
1株当たり純資産額(円)	42,970.73	41,855.97	40,154.09	△25,561.65

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
３．当事業年度は、決算期変更のため８ヶ月決算であります。

（７）主要な事業内容

事業部門	事業内容
スーパーマーケット事業	一般食品、雑貨他

（８）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社議決権比率	主要な事業内容
㈱ジャパンミート	2,229 百万円	100%	食肉及び食品小売業

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

（９）主要な事業所及び店舗

本　　社　　(埼玉県越谷市)

店　　舗

都道府県	名　　称
埼　玉　県	大袋店（越谷市）　新栄店（草加市）　三郷店（三郷市） 大里店（越谷市）　白幡店（さいたま市）
東　京　都	王子店（北区）

（10）従業員の状況

従業員数	前事業年度比
0名	160名減

（注）1. 上記従業員数には臨時従業員（パートタイマー、嘱託および派遣社員）432名（最近1年間における平均雇用人数）は含んでおりません。
2. 従業員数には、出向者は含めておりません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　32,000株

（2）発行済株式の総数　29,270株
（自己株式2,730株を除く）

（3）株主数　1名

（4）大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	株	%
㈱ジャパンミート	29,270	100.0

3．会社役員に関する事項

（1） 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	境　弘治	㈱ジャパンミート取締役会長
取締役	境　正博	㈱ジャパンミート代表取締役社長
取締役	境　和弘	㈱ジャパンミート取締役副会長
取締役	森　俊郎	㈱ジャパンミート代表取締役副社長
監査役	村井幸夫	

（2）取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	1名	2百万円	
監査役	－名	－百万円	
計	1名	2百万円	

（注）1. 当事業年度末日における役員数は、取締役4名、監査役1名であります。

４．業務の適正を確保するための体制

当社は内部統制に関する基本方針を以下のとおり定めております。

（１）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制

① コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、事務局として総務部を設置する。

② コンプライアンス委員会は、代表取締役社長が主催し、コンプライアンスに関する諸規程、諸制度の制定、改廃、運用を行うとともに、コンプライアンスに関する基本方針、計画の策定、さらにはコンプライアンスに関する社内外の啓蒙、その他コンプライアンスに関する重要事項を決定する。

③ 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項が報告された場合には、総務部は報告された事実について調査を指揮・監督し、代表取締役社長と協議のうえ再発防止策など必要な対策を実施する。重要な通報については、その内容を関連部署の責任者に開示し、会社として必要な対処をする。同時に、その結果を関係役員に報告し、周知徹底を図る。

（２）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス委員会は、「ジャパンミートグループ行動基準」を制定し、これに基づいて継続的に教育・研修を行うことで、コンプライアンスの重要性について啓蒙し、コンプライアンス関連の必要な情報・知識の提供やコンプライアンスを尊重する意識・理解の徹底を図る。

② 社員は、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに所属の上長等をとおして総務部にその旨を報告する。

③ コンプライアンス違反または法令遵守上疑義ある行為等について、社員が総務部長に直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく通報窓口を総務部に設ける。

（３）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会議事等重要な意思決定及び報告に関する書類については、文書の作成、保存及び廃棄に関するルールを定めた「文書管理規程」及び関連の管理ルール等に基づき適切に対応する。

② 個人情報の管理については、総務部において、法令に基づきその保護・利用・管理を適切に行う。

（４）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社のリスク管理に関する事項は、総務部が関連部と協議のうえ、具体的な対応

方針案等をまとめ、取締役会が決定する。

② 具体的危機管理の対応については、今後、危機管理計画書や地震、火災等緊急時を想定した対応マニュアル等を作成・整備し、適切な対応を図る。

③ 新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

（5）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月１回開催し、「取締役会規程」に定められている重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

（6）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

② 取締役及び使用人は、会社の重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

③ 監査役は、取締役会及び経営関連の諸会議に必要に応じ出席するとともに、稟議書をはじめ重要な書類等を適宜閲覧するなど会社の情報を収集し、取締役の職務執行を十分監視する。

（7）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役社長や他の業務執行責任者としての各取締役と意見交換やヒヤリングを行い、迅速な情報収集、適切な意思疎通を行い、正確かつ効率的な監査業務の遂行を図る。

② 必要な場合には、専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）と意思疎通を図るなど監査役の円滑な監査活動を確保する。

貸 借 対 照 表

（2019年7月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**733**	**流動負債**	**2,422**
現金及び預金	555	買掛金	279
売掛金	20	短期借入金	1,600
たな卸資産	83	未払金	349
未収入金	14	前受金	19
預け金	49	預り金	139
その他	8	未払法人税等	4
		賞与引当金	21
固定資産	**1,753**	その他	10
有形固定資産	**1,275**	**固定負債**	**812**
建物	605	長期借入金	700
構築物	3	預り保証金	99
車両運搬具	0	その他	12
工具、器具及び備品	12	**負債合計**	**3,235**
土地	652	（純資産の部）	
投資その他の資産	**478**	**株主資本**	**△748**
敷金及び保証金	478	**資本金**	**16**
その他	0	**利益剰余金**	**△741**
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	△745
		別途積立金	1,342
		繰越利益剰余金	△2,088
		自己株式	**△22**
		純資産合計	**△748**
資産合計	**2,486**	**負債・純資産合計**	**2,486**

損　益　計　算　書

（自　2018年11月21日
至　2019年7月31日）

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
売　上　高		**5,016**
売　上　原　価		**3,586**
売　上　総　利　益		**1,430**
販売費及び一般管理費		**1,628**
営　業　利　益		**△198**
営　業　外　収　益		
雑　収　入	38	
そ　の　他	7	45
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	24	
そ　の　他	6	30
経　常　利　益		**△183**
特　別　利　益		
固　定　資　産　売　却　益	33	**33**
特　別　損　失		
過　年　度　償　却　不　足　額	481	
店　舗　撤　退　損	53	
そ　の　他	10	546
税　引　前　当　期　純　利　益		△695
法人税、住民税及び事業税	0	0
当　期　純　利　益		**△696**

株主資本等変動計算書

（自　2018年11月21日
至　2019年　7月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	資本準備金				
			別途積立金	繰越利益剰余金			
2018年11月21日残高	16	4	1,342	△164	△22	1,175	1,175
事業年度中の変動額							
当期純利益				△696		△696	△696
会社分割による減少				△1,227		△1,227	△1,227
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△1,923		△1,923	△1,923
2019年7月31日残高	16	4	1,342	△2,088	△22	△748	△748

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項）

１　資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商　品

店舗在庫

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～３９年
構築物	５～１０年
車両運搬具	４～　５年
工具、器具及び備品	４～２０年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）　５年（社内における利用可能期間）

３　引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。

４　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。